

医学部医学科研究生の退学・入学・期間延長手続について

退学について

●研究生は自動的に退学となりませんので退学願の届出がない場合、許可されている研究期間修了まで授業料がかかります。

下記①・②のような場合等で研究生を退学したい方は、速やかに退学願を提出してください。

①神戸大学医学研究科及び附属病院等において研究生以外の身分を有することになった場合
(大学院入学、助教・医員・医員(研修医)採用等)

②学位取得後、研究生を継続する意思がない場合

●退学願の提出締め切りは、希望する退学月の前月20日(休日の場合はその翌日)までです。
ただし、授業料納付期間以降に退学願を提出した場合は、退学月にかかわらず、退学する学期の授業料全額(6か月分)を納付しなければ退学できません。

※退学希望の方は、速やかに学務課(医科学専攻教務学生係)までご相談下さい。

●在学中の授業料が未納の場合には、退学願を受理できません。

入学について

入学願書は、入学する月の前々月の20日(休日の場合はその翌日)までに提出してください。

●入学時期は、毎月1日です。

●研究期間は、1年以内です。

研究期間延長について

「研究期間延長願」は、研究期間満了月の前月の20日(休日の場合はその翌日)までに提出してください。

●研究期間は、入学年月日から起算して通算2年以内(注1)です。

●2年(注1)の研究期間が経過して、なお研究の継続を必要とする場合は、改めて入学願書を提出してください。なお、再度検定料・入学料が必要です。

(注1) 外国人留学生が神戸大学大学院医学研究科博士課程へ進学のため、2年以上の研究を必要とする場合は、教授会の議を経て、通算3年の研究期間を許可することがあります。ただし、延長申請は、1年以内ごととします。

その他

住所、勤務先、改姓等の異動があった場合は速やかに「身上異動・住所変更届」を提出してください。なお、勤務先の異動の場合は、現勤務先の「承諾書及び確約書」も提出してください。

※ 入学手続き書類、退学願、延長願、等各種用紙は医学部ホームページの「お知らせ・募集」→「研究生へ」からプリントアウトできます。

(URL) <http://www.med.kobe-u.ac.jp/GRADN/research-student/download.html>

既納の検定料、入学料、授業料については、いかなる理由があっても返還できません。